

○厚生労働省告示第四十二号

保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条第三項第二号、第五条の二の二第一項、第五条の四第一項、第十九条第一項及び第二項ただし書、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ及び第九号ただし書並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第二条の四及び第九号並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第五条第三項第二号、第五条の二の二第一項、第五条の四第一項、第十九条第一項及び第二項ただし書、第二十条第三号へ及びト並びに第四号ロ、第二十一条第三号へ、第二十五条の四並びに第三十一条本文及びただし書の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から適用する。

平成三十年三月五日

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示

厚生労働大臣 加藤 勝信

第一条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第一百七号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
第一 (略)	第一 (略)	第一 (略)
第一の二 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める選定療養	第一の二 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める選定療養	第一の二 療担規則第五条第三項第二号及び療担基準第五条第三項第二号の厚生労働大臣の定める選定療養
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第四号及び第五号に掲げるもの	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第四号及び第五号に掲げるもの	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第四号及び第五号に掲げるもの
第一の三 第一の五 (略)	第一の三 第一の五 (略)	第一の三 第一の五 (略)
第一の六 療担規則第五条の二の二第一項及び療担基準第五条の二の二第一項の厚生労働大臣の定める公費負担医療	第一の六 療担規則第五条の二の二第一項及び療担基準第五条の二の二第一項の厚生労働大臣の定める公費負担医療	第一の六 療担規則第五条の二の二第一項及び療担基準第五条の二の二第一項の厚生労働大臣の定める公費負担医療
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項各号に掲げる医療に関する給付（当該給付に関する費用の負担の全額が公費により行われるものを除く。）	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項各号に掲げる医療に関する給付（当該給付に関する費用の負担の全額が公費により行われるものを除く。）	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項各号に掲げる医療に関する給付（当該給付に関する費用の負担の全額が公費により行われるものを除く。）

第二 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の評価療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

一 (略)

二 先進医療に関する基準

(一) 施設基準の設定を求める旨の厚生労働大臣への届出に基づき、施設基準が設定された先進医療であること(厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)第三に規定するものを除く。)

(二) (略)

第二の二 (略)

第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

一 (略)

二 特別の療養環境の提供に関する基準

(一) (略)

(二) 特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の指定に係る病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八十八条第二十六項に規定する療養病床等を除く。)に限る。以下この号において同じ。)の数の五割以下でなければならないものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあつては、当該承認に係る病床割合以下とする。

イ〜二 (略)

ホ 医科点数表第一章第2部第1節又は歯科点数表第一章第2部第1節に規定する急性期

一般入院基本料、七対一入院基本料及び十対一入院基本料、療養病棟入院基本料(特別入院基本料及び夜勤時間特別入院基本料を除く。)並びに有床診療所入院基本料の入院基本料1又は入院基本料4を算定する保険医療機関であること。

ハ・ト (略)

三 予約に基づく診察

(一) 当該診察は、当該保険医療機関において対面で行われるものであつて、予約診察を行う日時があらかじめ決められていなければならないものとする。

(二)・(三) (略)

四 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察

(一) 当該診察は、当該保険医療機関において対面で行われるものであつて、患者が当該保険医療機関の診療時間以外の時間に診察を受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。

(二) (略)

五〜九 (略)

第二 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の評価療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

一 (略)

二 先進医療に関する基準

(一) 施設基準の設定を求める旨の厚生労働大臣への届出に基づき、施設基準が設定された先進医療であること(厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)第三に規定するものを除く。)

(二) (略)

第二の二 (略)

第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

一 (略)

二 特別の療養環境の提供に関する基準

(一) (略)

(二) 特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の指定に係る病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八十八条第二十六項に規定する療養病床等を除く。)に限る。以下この号において同じ。)の数の五割以下でなければならないものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあつては、当該承認に係る病床割合以下とする。

イ〜二 (略)

ホ 医科点数表第一章第2部第1節又は歯科点数表第一章第2部第1節に規定する七対一

入院基本料及び十対一入院基本料、療養病棟入院基本料(特別入院基本料及び夜勤時間特別入院基本料を除く。)並びに有床診療所入院基本料の入院基本料1又は入院基本料4を算定する保険医療機関であること。

ハ・ト (略)

三 予約に基づく診察

(一) 当該診察は、予約診察を行う日時があらかじめ決められていなければならないものとする。

(二)・(三) (略)

四 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察

(一) 当該診察は、患者が当該保険医療機関の診療時間以外の時間に診察を受けることを希望した場合にのみ認められるものとする。

(二) (略)

五〜九 (略)

第四・第五 (略)

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品

使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の別表に収載されている医薬品(平成三十年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、平成三十一年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第3に収載されている医薬品

第七 療担規則第十九条第一項ただし書及び療担基準第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条第四号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合

二 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る薬物を使用する場合

第八 (略)

第九 療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第十九条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一 三 (略)

四 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る機械器具等を使用する場合

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性化複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(在宅血液透析を行ってゐる患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用する場合に限る。)、血液凝固阻止剤(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。)、生理食塩水(在宅血液透析患者に対

第四・第五 (略)

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品

使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の別表に収載されている医薬品(平成二十八年十月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、平成二十九年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を、同年十月一日以降においては別表第4に収載されている医薬品を、平成三十年四月一日以降においては別表第5に収載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第3(平成三十年四月一日以降においては別表第6に収載されている医薬品を除く。)に収載されている医薬品

第七 療担規則第十九条第一項ただし書及び療担基準第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条第四号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合

二 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る薬物を使用する場合

第八 (略)

第九 療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第十九条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

一 三 (略)

四 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第三項各号に掲げる先進医療に係る機械器具等を使用する場合

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性化複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(在宅血液透析を行ってゐる患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用する場合に限る。)、血液凝固阻止剤(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。)、生理食塩水(在宅血液透析患者に対

して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、プチルスココラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する患者のうち腎性貧血状態にあるもの)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する患者のうち腎性貧血状態にあるもの)、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤及びゴリムマブ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。)であって、使用薬剤の薬価(薬価基準)への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年(厚生労働大臣が指定するもの)あつては、厚生労働大臣が指定する期間)を経過していないもの(次に掲げるものを除く。)

コムクロシャンブー〇・〇五%及びカナリア配合錠

して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、プチルスココラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する患者のうち腎性貧血状態にあるもの)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるもの)に対して使用する患者のうち腎性貧血状態にあるもの)、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤及びイクセキズマブ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。)であって、使用薬剤の薬価(薬価基準)への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年(厚生労働大臣が指定するもの)あつては、厚生労働大臣が指定する期間)を経過していないもの(次に掲げるものを除く。)

ソバルディ錠四〇〇mg(一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る。)、ノビコールカプセル二・五mg、エクリラ四〇〇mg(一回の投薬量が十五日以内である場合に限る。)、ハーボニー配合錠(一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る。)、エクメット配合錠HD、エクメット配合錠L D、ゲンボイヤ配合錠、エビデユオゲル、ミカトリオ配合錠、ミケルナ配合点眼液、プレジコピックス配合錠、デシコピ配合錠H T、デシコピ配合錠L T、ヤーズフレックス配合錠、コムクロシャンブー

〇・〇五%及びカナリア配合錠

(二) 療担規則第二十号第二号へ及びト並びに第二十一号第二号へ並びに療担基準第二十号第三号へ及びト並びに第二十一号第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ 内服薬
 アルブゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼボキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、タベンタドール、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、ブラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ硫酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパムエチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにメペンゾラト臭化物・フェノバルビタル配合剤及びプロキシリン・エフェドリン配合剤

(三) (略)

第十一 療担規則第二十一号第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う唇顎口蓋裂に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

二 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴルデンハー症候群(鰓弓異常症を含む)、鎖骨頭蓋骨異形成、トリイチヤ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウソウ症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイードマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴァン・クレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、ブラダー・ウイリー症候群、顔面裂、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリツベル・トレノネー・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ピンダー症候群、ステイツクラ症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む)、骨形成不全症、フリーマン・シールドン症候群、ルビンスタイン・ティビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分(性)無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群若しくはグリコサミノグリカン代謝障害(ムコ多糖症)若しくはその他顎・口腔の先天異常に起因した咬合異常又は三歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

(二) 療担規則第二十号第二号へ及びト並びに第二十一号第二号へ並びに療担基準第二十号第三号へ及びト並びに第二十一号第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ 内服薬
 アルブゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼボキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、ブラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ硫酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパムエチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、メペンゾラト臭化物・フェノバルビタル配合剤及びプロキシリン・エフェドリン配合剤

(三) (略)

第十一 療担規則第二十一号第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う唇顎口蓋裂に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

二 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴルデンハー症候群(鰓弓異常症を含む)、鎖骨・頭蓋骨異形成、トリイチヤ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウソウ症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイードマン症候群、ロンベルグ症候群、先天性ミオパチー(先天性筋ジストロフィーを含む)、顔面半側肥大症、エリス・ヴァン・クレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、ブラダー・ウイリー症候群、顔面裂、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、カプキ症候群、クリツベル・トレノネー・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ピンダー症候群、ステイツクラ症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む)、骨形成不全症、口顔貌症候群、ルビンスタイン・ティビ症候群、常染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分(性)無歯症、チャージ症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳(胞)症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症(ゴードン症候群)、ソトス症候群又はグリコサミノグリカン代謝障害(ムコ多糖症)に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三 歯科点数表の第2章第13区分番号N0001に掲げる顎口腔機能診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

第十二 療担基準第二十条第四号口の処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合

一 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

二 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方箋を交付する場合

三 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

四 インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

五 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方箋を交付する場合

六 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方箋を交付する場合

七 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤点数表」という。）の第4節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方箋を交付する場合

八 エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つていて患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

九 ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つていて患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

十 人工腎臓用透析液（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

十一 血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

十二 生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方箋を交付する場合

第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項

一 調剤点数表の第2節区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料に関する事項

二・三 （略）

第十三の二（第十五）（略）

別表第1から別表第3までを次のように改め、別表第4から別表第6までを削る。

三 歯科点数表第2章第13区分番号N0001に掲げる顎口腔機能診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

第十二 療担基準第二十条第四号口の処方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合

一 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く。）の支給を目的とする処方せんに交付する場合

二 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんに交付する場合

三 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんに交付する場合

四 インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんに交付する場合

五 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方せんに交付する場合

六 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方せんに交付する場合

七 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第4節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方せんに交付する場合

八 エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つていて患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんに交付する場合

九 ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つていて患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんに交付する場合

十 人工腎臓用透析液（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんに交付する場合

十一 血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんに交付する場合

十二 生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんに交付する場合

第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める揭示事項

一 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤報酬点数表」という。）の第2節区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料に関する事項

二・三 （略）

第十三の二（第十五）（略）

別表第1

品名	第1部内用薬	規格単位	第2部注射薬	規格単位	第3部外用薬	規格単位
アババルナート錠2 アボラキート錠200mg アロストープ錠20mg アンタゴスチンカプセル50mg アンタゴスチン細粒10%	(あ) 2mg1錠 200mg1錠 20mg1錠 50mg1カプセル 10%1g	トシラートカプセル50mg トシラートカプセル100mg トリアミン錠10mg トロージル錠2mg トロージル錠4mg	(て) 6mg1錠 12mg1錠	50mg1カプセル 100mg1カプセル 10mg1錠 2mg1錠 4mg1錠	フアモセツト注用50mg フリソク注シリソンジ5mg フリソク注シリソンジ10mg フリソク注5mg フリソク注10mg	50mg1瓶 5mg1ml1筒 10mg2ml1筒 5mg1ml1管 10mg2ml1管
ウリソムット配合散 ウリソムット配合錠 (え)	1g 1錠	ニスタジール散10% ニスタジール錠10 ニスタジール錠20	(ト) 10%1g 10mg1錠 20mg1錠	25mg1錠	アラジオフ点眼液0.1% (し)	5mg5ml1瓶
エゾカロール錠25mg エゾカロール錠50mg エゾカロールシロップ5mg/ml エメロミンカプセル1mg エメロミンカプセル2mg エメロミンカプセル2mg1カプセル Lーキサル顆粒500	(え) 0.025mg1錠 0.05mg1錠 0.0005%1ml 1mg1カプセル 2mg1カプセル 500mg1g	ベナソニール錠1mg メトロク錠10 ヨービス顆粒1% ヨービス錠2.5mg ラスアジソン錠0.5mg	(め) 1mg1錠 (お) 10mg1錠 (か) 1%1g 2.5mg1錠 (さ)0.5mg1錠	10mg1錠 10mg1錠 10%1g 2.5mg1錠 0.5mg1錠	セキトシ点鼻液0.055% (た) タツチロンテープ20 タツチロンテープ40 タツチロンパップ30 タツチロンパップ60 トロータール点鼻液2%	6.048mg8ml1瓶 7cm×10cm1枚 10cm×14cm1枚 10cm×14cm1枚 20cm×14cm1枚 190mg9.5ml1瓶
ガスオール錠40mg「陽進」 (き)	40mg1錠	キネルター錠50 (く)	(き)50mg1錠	50mg1錠	別表第2	
ケトアゾン錠50mg (こ)	50mg1錠	コレボリーR散10% (し)	1g	1g	第1部内用薬	規格単位
シーサール散10% シーサール錠15mg シプロヘプタジン塩酸塩シロップ0.04%「タイヨー」 (す)	10%1g 15mg1錠 0.04%10ml	ニコルバン注20mg (に)	2%1ml1管	2%1ml1管	(あ) アシクロビル錠200mg「TCKK」 アシクロビル錠400mg「TCKK」 アスピリン腸溶錠100mg「タイヨー」 アセトアミノフェン錠200mg「TYK」 アテノロルブライシロップ10%「EMEC」 アミノ安息香酸エチル原末「アライシ」 アムロジピン内用ゼリー2.5mg「TYK」 アムロジピン内用ゼリー5mg「TYK」 アラセザリル錠12.5mg「タイヨー」 アラセザリル錠25mg「タイヨー」	200mg1錠 400mg1錠 100mg1錠 200mg1錠 10%1g 1g 2.5mg1包 5mg1包 12.5mg1錠 25mg1錠
スロンタクス錠100 スロンタクス錠200 (そ)	100mg1錠 200mg1錠	ビタフアント注10 ビタフアント注25 ビタフアント注50 (ふ)	10mg1管 25mg10ml1管 50mg20ml1管	10mg1管 25mg10ml1管 50mg20ml1管	フアモセツト注用10mg	10mg1瓶
ソレンゾ錠80 (ち)	80mg1錠	チカタレン錠25mg	25mg1錠	25mg1錠		50mg1錠

アリールS配合錠
 アルブテロールカプセル
 0.25mg「タイヨー」
 アシロキシール塩酸塩細粒
 1.5%「タイヨー」

イブプロフェン顆粒 20%「タツ
 ミ」
 イブプロフェン錠 200mg「テバ」

エカベトNa顆粒 66.7%「TCK」
 エタセラール配合カプセル
 エタセラール配合顆粒

※1-メソトール (岩城)
 塩酸パルピドン散 10%「ナルイ
 シ」
 (お)
 オキシブチニン塩酸塩錠 1mg「タ
 イヨー」
 オキシブチニン塩酸塩錠 2mg「タ
 イヨー」

(か)
 カベルゴリン錠 0.25mg「トーワ」
 カベルゴリン錠 1.0mg「トーワ」
 (ぎ)
 強力ピラスチン末 1%

(く)
 グリペンタラミド錠 1.25mg「タ
 イヨー」
 グリペンタラミド錠 2.5mg「タイ
 ヨー」
 グリメピリド錠 0.5mg「BMD」
 グリメピリド錠 1mg「タイヨー」
 グリメピリド錠 1mg「BMD」
 グリメピリド錠 3mg「タイヨー」
 グリメピリド錠 3mg「BMD」
 クロルフェニラミンソルビン酸
 塩・シロップ 0.05%「ホエイ」

(け)
 ケーロンカプセル 10mg
 ケーロンカプセル 20mg
 ゲンチアナ末「ヨシダ」
 (さ)
 ガルトプロフェン錠 80mg「テバ」

① カルボグレラート塩酸塩錠 50mg
 「T Y K」
 ② サルボグレラート塩酸塩錠 100mg
 「T Y K」

(し)
 ジンピラミドカプセル 50mg「N
 P」
 シブプロキサジン錠 100mg「T
 C K」
 ジマリオン錠 500mg

③ ジルチアゼム塩酸塩錠 30mg「タ
 イヨー」
 ④ ジルチアゼム塩酸塩錠 30mg「日
 新」
 ⑤ ジルチアゼム塩酸塩錠 60mg「タ
 イヨー」
 ⑥ ジルチアゼム塩酸塩錠 60mg「日
 新」

(す)
 ストナチジン錠 200mg
 ストナチジン錠 400mg
 ストナルコンD錠 10mg
 ストナルコンD錠 20mg
 スピロペント顆粒 0.002%
 スプラタストシル酸塩カプセル
 50mg「テバ」
 スプラタストシル酸塩カプセル
 100mg「テバ」

(せ)
 ゼオチン錠 100mg
 セトラキサート塩酸塩カプセル
 200mg「Y D」
 セトラキサート塩酸塩細粒 40%
 「Y D」
 ⑦ セフジニル細粒小児用 10%「タ
 イヨー」
 セロトーン錠 10mg

(そ)
 ソフランザイデイン4
 ソフラン小児用シロップ 0.05%
 ソフラン錠 2
 ソフラン錠 4
 ソルフラ 25mg錠
 ソルフラ 50mg錠
 ソレントミン錠 0.25mg

(た)
 ⑧ タイオロール錠 15mg
 (て)
 テオフラニン錠 50mg「T Y K」
 テオフラニン錠 100mg「T Y K」
 テオフラニン錠 200mg「T Y K」
 テオロンゾ顆粒 50%

⑨ テモカプリル塩酸塩錠 1mg「N
 S」
 ⑩ テモカプリル塩酸塩錠 1mg「タイ
 ヨー」
 ⑪ テモカプリル塩酸塩錠 1mg「T C
 K」
 ⑫ テモカプリル塩酸塩錠 2mg「N
 S」
 ⑬ テモカプリル塩酸塩錠 2mg「タイ
 ヨー」
 ⑭ テモカプリル塩酸塩錠 2mg「T C
 K」
 ⑮ テモカプリル塩酸塩錠 4mg「N
 S」
 ⑯ テモカプリル塩酸塩錠 4mg「タイ
 ヨー」
 ⑰ テモカプリル塩酸塩錠 4mg「T C
 K」
 テルミシール錠 125mg

(と)
 トクレススバンスールカプセル
 30mg
 ⑱ トスフロキサシントシル酸塩錠
 75mg「T Y K」
 ⑲ トスフロキサシントシル酸塩錠
 150mg「T Y K」

(な)
 ナイクリン散 10%
 ナイクリン錠 50mg
 ナイスタチン錠 50万単位「明治」

(に)
 ニガチジンカプセル 75mg「タイ
 ヨー」
 ⑳ ニガチジンカプセル 150mg「タイ
 ヨー」
 ニソルジピジン錠 5mg「テバ」
 ニソルジピジン錠 10mg「テバ」

(ね)
 ネオタルムゾル
 79%10mL

(ウ)
ノービーア内液 8%
(ハ)
ハイベラック錠 100 mg
ハイベラック錠 200 mg
ハイスター S 100
(ウ)
ビカルタミド錠 80 mg 「TYK」
ピコスルファートナトリウムDS
1% 「EMEC」
ピタヤル配合錠
ヒポテリオールカプセル 0.25
ヒポテリオールカプセル 0.5
ヒマシ油 「ヨシダ」
ピルシカ イニド塩酸塩錠 25 mg
「三和」
ピルシカ イニド塩酸塩錠 50 mg
「三和」

(マ)
マグネクト配合内液分包
マニカロット錠 5 mg
マニカロット錠 10 mg
マニカロット錠 20 mg
マシリレオン錠 5 mg
(メ)
ミグレニン 「アルイシ」
ミルナジブラン塩酸塩錠 12.5 mg
「マイトラン」
ミルナジブラン塩酸塩錠 15 mg
「マイトラン」
ミルナジブラン塩酸塩錠 25 mg
「マイトラン」
ミルナジブラン塩酸塩錠 50 mg
「マイトラン」
(モ)
メキシリチン塩酸塩カプセル
50 mg 「TCK」
メキシリチン塩酸塩カプセル
100 mg 「TCK」
メキタジン細粒 0.6% 「タイヨ
ー」
メバトルテ細粒 0.5%
メバトルテ細粒 1%
メバトルテ錠 5
メルブテラルカプセル 300
(ム)
ムビデカレノンカプセル 5 mg 「日
新」

(ル)
レボメプロロジン細粒 10% 「ア
メル」
レボメプロロジン錠 25 mg 「ア
メル」
レボメプロロジン錠 50 mg 「ア
メル」
レバルク錠 50
レバルク錠 100
(ロ)
ロヘブアール錠 1
ロヘブアール錠 2
ロベラミド塩酸塩細粒 0.1% 「フ
ラン」
ロベラミド塩酸塩細粒 0.2% 「フ
ラン」
(ワ)
ワソアルファ内液 0.5 μg/ml
第2部 注 射 薬
規 格 単 位
0.5 μg/ml

(イ)
ゾロムヘキシン塩酸塩シロップ
0.2% 「タイヨー」
(ヘ)
ヘパ錠 100 mg
ヘパ錠 200 mg
ヘパリラー トOD錠 0.2 mg
ヘパリラー トOD錠 0.3 mg
ヘパリラー ト錠 0.2 mg
ヘパリラー ト錠 0.3 mg
ヘニジピン塩酸塩錠 2 mg 「TY
K」
ヘニジピン塩酸塩錠 4 mg 「TY
K」
(ハ)
ホドニンS配合顆粒
ホモクロミン錠 10 mg
ボソナール錠 250 mg

(ト)
トウズレンS配合顆粒
(チ)
チツクメロン散 2%
チンクチツク細粒 10%
チンクチツク錠 25 mg
(リ)
リスベリドン細粒 1% 「タイヨ
ー」
リスベリドン錠 1 mg 「タイヨ
ー」
リスベリドン錠 2 mg 「タイヨ
ー」
リスベリドン錠 3 mg 「タイヨ
ー」
リマブロスタアルファアス錠
10 mg 「チヤ」

(ア)
アセリチ静注液 1000 mg
アデジノンP注射液 10 mg
アデジノンP注射液 20 mg
アミグランド輸液
アミノトリバ1号輸液
アミノトリバ2号輸液
(イ)
イオメロン 400 注 20 ml
イブタン点滴静注 50 mg
イミスタン点滴静注用 0.25 g
イミスタン点滴静注用 0.5 g
インダスト点滴静注用 0.25 g
インダスト点滴静注用 0.5 g
(ウ)
ウロキナーゼ注 「フジ」 60,000
(エ)
エストリールデポー注 10 mg
レーアスバキシン酸カリウム点滴
静注液 10 mEq 「トーラ」
エルネオパ1号輸液
エルネオパ1号輸液
エルネオパ1号輸液
エルネオパ2号輸液

80mg1ml
100mg1錠
200mg1錠
100%10ml
80mg1錠
1%1g
1錠
0.25μg1カプセル
0.5μg1カプセル
10ml
25mg1錠
50mg1錠
10mg1錠
20mg1錠
50mg1カプセル
10mg1錠
10%1g
0.2%1ml
100mg1錠
200mg1錠
0.2mg1錠
0.3mg1錠
0.2mg1錠
0.3mg1錠
2mg1錠
4mg1錠
1g
10mg1錠
250mg1錠

10ml
5mg1錠
10mg1錠
20mg1錠
5mg1錠
1g
12.5mg1錠
15mg1錠
25mg1錠
50mg1錠
50mg1カプセル
100mg1カプセル
0.6%1g
0.5%1g
1%1g
5mg1錠
300mg1カプセル
5mg1カプセル
1g
1g
2%1g
10%1g
25mg1錠
1%1g
1mg1錠
2mg1錠
3mg1錠
10mg1錠

10%1g
25mg1錠
50mg1錠
50mg1錠
100mg1錠
50mg1錠
1mg1錠
2mg1錠
0.1%1g
0.2%1g
0.5 μg/ml
1,000mg100ml1瓶
10mg1管
20mg1管
500ml1キット
850ml1キット
900ml1キット
81.65%20ml1瓶
50mg2.5ml1管
250mg1瓶
500mg1瓶
250mg1瓶
500mg1瓶
60,000単位1瓶
10mg1ml1管
17.12%10ml1管
1,000ml1キット
1,500ml1キット
2,000ml1キット
1,000ml1キット

エルネオパ2号輸液
エルネオパ2号輸液
L-メチオニン注射液 100 mg 「日本臓器」

(お)

オプチレイ320注シリンジ 40 mL
オプチレイ320注シリンジ 50 mL
オプチレイ350注シリンジ 50 mL

(か)

ガドゾミアミド静注 32%シリンジ 5 mL 「トーワ」
ガドゾミアミド静注 32%シリンジ 10 mL 「トーワ」
ガドゾミアミド静注 32%シリンジ 15 mL 「トーワ」

ガドゾミアミド静注 32%シリンジ 20 mL 「トーワ」
ガドペンテト酸メグルミン静注液 37.14%シリンジ 5 mL 「トーワ」
ガドペンテト酸メグルミン静注液 37.14%シリンジ 10 mL 「トーワ」
ガドペンテト酸メグルミン静注液 37.14%シリンジ 15 mL 「トーワ」
ガドペンテト酸メグルミン静注液 37.14%シリンジ 20 mL 「トーワ」

クリアクター 静注用 160 万
コンドロイチン硫酸ナトリウム注 200 mg 「ハチカラ」

シプロフロキサシン点滴静注液 200 mg 「タイヨー」
シプロフロキサシン点滴静注液 300 mg 「タイヨー」
シメチジン注射液 200 mg 「トーワ」

スルタムジン静注用 0.5 g
スルタムジン静注用 1 g

セロトニン静注液 10 mg
ゾフラン注 2
ゾフラン注 4

チエナム点滴静注用 0.25 g
トリパレリン1号輸液
トリパレリン2号輸液

フオリスチム注 50
フオリスチム注 75
フオリスチム注 300 IUカートリッジ
フオリスチム注 600 IUカートリッジ
フオリスチム注 900 IUカートリッジ

ベガシス皮下注 45 μg
ライボミンS注射液
リリアジン静注用 0.25 g
リリアジン静注用 0.5 g
リリアジン静注用 1 g
リリアジン静注用 2 g

ロヒゾノール静注用 2 mg
第3部 外用薬
アミノ安息香酸エチル軟膏 10% 「ワルイシ」
「ワルイシ」
HCGゾロン点眼液 0.5% 「日点」

キンダロン軟膏 0.05%
ケリセリンカリ液 「ワルイシ」
サリチル酸原末 「ワルイシ」
チコロ 51 消毒液 10%
テラジアバスタ 5%

テルミシールクラーム 1%
ノードラントローチ 0.25 mg
ヒアルロン酸 Na ミニ点眼液 0.3% 「わかもと」
ヒアロンサンミニ点眼液 0.3%
P.S.ゾロン点眼液 0.11% 「日点」
ピピノキシン点眼液 0.005% 「ニットー」

フアルネゾンゲル 1.4%
ゾロカイン塩酸塩原末 「ワルイシ」
ヘパリン類似物質ゲル 0.3% 「テバ」
モクタール
ラベンダー油
レボフロキサシン点眼液 0.5% 「アメル」

FDGスキャン注
フルデオキシグルコース (18F) 静注 「FRI」
無水エタノール注 「フアイザー」
無水エタノール注 「フソナー」
第2部 外用薬
アイノフロロー吸入用 800 p.p.m.
オラネジン液 1.5% 消毒用アゼリケータ 10 mL
オラネジン液 1.5% 消毒用アゼリケータ 25 mL

別表第3
第1部 注射薬
規格単位
10MBq
10MBq
10MBq
5mL管
5mL管
規格単位
1.5% 10mL管
1.5% 25mL管

品名	規格単位	改 正 後	改 正 前
オラネジン消毒液1.5%	1.5%10mL		
第3部 歯科用薬剤			
品名 外用薬			
[根管治療剤] アンモニア銀液 カルピタル キヤナルクラーナー歯科用液 10% クリアエフシー クレオドック サホライド・RC液歯科用3.8% ④ 歯科用アンチホルミン ⑤ 歯科用ホルマリンクレゾール 歯科用ホルムクレゾール「村上」 水酸化カルシウム ネオクローナー「セキネ」		ペリオドック ホルマリン・グアヤコールFG 「ネオ」 ホルムクレゾールFC「ネオ」 メトコール モルホニン歯科用液 〔鎮痛・鎮静消毒剤〕 キャンフェニック「ネオ」 クロロフェン サホライド液歯科用38% ④ 歯科用カルボール ⑤ 歯科用フェノール・カンソル 村上キャンフェニック 〔消毒剤〕 ネオダイン ハルパックV	〔軟組織消毒剤〕 クロー重鉛液 ④ 歯科用ヨード・グリセリン ネオグリセロール ヨードグリコールハスタ「ネオ」 〔象牙質知覚過敏鈍麻剤〕 フバニツシユ歯科用5% ダイアブゼント歯科用ゲル5% 〔歯蝕抑制剤〕 バトラー フローデンフォームA 酸性2% バトラー フローデンフォームN 弗化ソーダ液 弗化ナトリウム液「ネオ」 フルオール液歯科用2% フルオール・ゼリー歯科用2%
		1mL	2%1g

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 投薬期間に上限が設けられている医薬品</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 療担規則第二十号へ及びト並びに第二十一号へ並びに療担基準第二十号第三号へ及びト並びに第二十一号第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬</p> <p>イ 内服薬</p> <p>アルブラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼボキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、タベンタドール、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、ヒドロモルフォン、ブラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ硫酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパム、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにメベンゾラート臭化物・フェノバルビタル配合剤及びプロキシフィン・エフェドリン配合剤</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(三) (略)</p>	<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 投薬期間に上限が設けられている医薬品</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 療担規則第二十号へ及びト並びに第二十一号へ並びに療担基準第二十号第三号へ及びト並びに第二十一号第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬</p> <p>イ 内服薬</p> <p>アルブラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼボキシド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、タベンタドール、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ硫酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパム、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにメベンゾラート臭化物・フェノバルビタル配合剤及びプロキシフィン・エフェドリン配合剤</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(三) (略)</p>